人のうごき
人口 69,247
世帯 15,018
前月に比べ
291人 83世帯の増
(12月末現在)

広報かしわ

発行所
柏市役所
柏市柏29番地
電話(代表)2101
編集企画課

新しく生れた "はたち" を祝う

成人式

こんど新しく「おとな」になつた人たちを祝いはげます恒例の成人式は、一月十五日柏中講堂で開かれました。

成人になつたことを自覚し、自ら生きぬこうとする決意をみなぎらせた約四百名の出席者で式場はうめられ、たのもしい若人の息吹きでいつぱいでした。

式典は、教育長の式辞にはじまり、市長の祝辞などがあつたのち成人者代表の活発な意見発表など、二時間にわたる式を終了しました。

町ぐるみの熱意がみのり

柏市中央公民館完成！

市民の憩いの場

完成した柏市中央公民館

○…待望の公民館がいよいよできあがり十九日には盛大に落成式が行なわれて、あとはみなさんの利用を待つばかりとなりました。

○…こんど完成したこの公民館は鉄筋コクンリート造りの三階建、延七五三平方米で会議室一、講座室（小講堂、展示室兼用）二、和室二、図書室、相談室、実習室、談話室などが完備された近代的なモデル公民館として注目されています。

○…柏市の公民館の生いたちをふりかえってみますと、この中央公民館の前身である旧柏町公民館は昭和二十一年十一月に発足し、全国でも最も長い歴史をもち、翌二十二年には全国公民館指導研究会がこゝで開かれ、千葉県の優良公民館として表彰されたこともあります。この旧公民館は、もとの町役場庁舎を使つて公民館活動をつづけて来ましたが、施設も老朽したせまいので活動上非常に不便で、昭和二十九年には市制がひかれ（このとき「柏市柏公民館」とよんだ）公民館活動もいよいよ活発になつてくると、いまゝでの施設では間に合わず建てかえたいという要望が関係者をはじめ、各方面から強くなつてきました。

そして、三十四年十月には、「公民館建設委員会」が結成され市との協力によつて新公民館建設も実現の見とおしもついて、三十四年度から用地の買収、三十六年七月にいよいよ才一期工事として、本館の建築に着工、名称も柏市中央公民館と改められました。

十九日の落成式で挨拶する市長

○…いまゝでの公民館活動は、とくに青年学級を中心とする勤労青少年教育に重点をおき、人口の増加とともに成人学校などの活動もかなり活発でした。しかし反面青年学級や婦人学級などの集会に利用されている程度で、広く一般市民に利用されるということは設備の点からも不備な面も多かつたのですが、公民館発足十五周年を期して新装されたこんどのこの公民館では、展示会や文化祭また結婚式もできる設備も整い、親しみはより以上増して市民の自主的な文化活動あるいは憩いの場として広く利用されることでしょう。

配置図及び平面略図

消防出ぞめ

（写真上から＝分列行進、勢ぞろいした消防員、演習の一ュマ。）

☆新春恒例の消防出ぞめ式は、一月十三日午前九時から柏中グランドで行なわれ、消防長以下約六百名の消防員が制服に身を固め、その勇壮な姿をあらわしました。

☆式は、団旗入場にはじまつて、消防殉職者に対する黙とう、市長式辞、消防長訓示などがあつた後署員、各分団員によつてポンプ操法などの演習が公開され、日ごろのきびしい訓練から、そのスピーデイな動作は、見物に集まる人びとの目をみはらせました。

☆続いて、知事表彰をはじめ、各種表彰があり式を終了、直ちに市中行進にうつり、柏市消防の健在ぶりを市民にしめしました。

12月定例市議会から

昭和三十六年最後の才四回柏市議会定例会は、去る十二月十二日から二十三日までの十二日間にわたつて開かれ、市長、教育長の市政一般報告があつたのち、条例の制定、昭和三十六年度才六回目の一般会計才入才出追加更正予算など二十七議案を可決し、昭和三十五年度才入才出決算の認定については継続審査となりました。そのうち、おもなものはつぎのようなものです。

昭和三十六年度一般会計才入才出追加更正（第六回）予算について

主として給与改訂、屎尿汲取車購入、屎尿処理場建設用地購入などに二千二百十八万一千円を追加して、一般会計予算の現計額は、四億八千百四十一万五千円となりました。

柏市職員定数条例の改正

市役所内部事務の増加と人事管理の合理化をはかるため、従来二百四十人であつた市長事務局の職員数は、三百三十人となりました。

柏市水道事業給水条例の制定

（別項参照）

屎尿汲取用自動車二台を購入

屎尿処理事業の能率をあげるため屎尿汲取用自動車（プリンス一九六一年式クリツパー十石積）二台を二百六十万円で購入契約することになりました。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

柏市固定資産評価審査委員会委員の後藤正作、有岡緑之助の二氏が任期満了となりましたが、後任として同二氏が選任されました。

"水道料金"が改正されました

昨年十二月の定例市議会で、柏市水道事業給水条例の改定が議決されて、三十七年一月一日から適用されることになりました。

この条例改正のうち、水道を利用されるみなさんに直接関係のあるのは水道料金の改正です。

従来の基本水量は20立方米単位でしたが、各方面からの要望もあつてこんど10立方米に引き下げて基本水量の適正化と利用者の便益をはかることになり、料金も左表のように改正されました。

この条例の適用は一月一日からとなつていますが個々の家庭の料金については、一月の検針以後の給水から適用され二月分から新料金で集金することになつています

1. 専用給水装置

種別	料金 / 用途	基本料金1ケ月につき 水量	基本料金1ケ月につき 料金	超過料金 1立方米につき
計量制	一般用	10立方米まで	220円	25円
	団体用	20立方米まで	440円	25円
	浴場営業用	100立方米まで	1,300円	15円
定額制	一般用	人口5人まで 浴槽1ケにつき 支栓1ケにつき	300円 100円 60円	1人増すごとに 60円
工事並びに臨時用		1立方米につき		50円

2, 共用給水装置

種別	料金 / 用途	基本料金1ケ月につき 水量	基本料金1ケ月につき 料金	超過料金
計量制	一般用	8立方米まで	180円	1立方米につき 22円
定額制	一般用	1世帯5人まで	220円	1人増すごとに 45円

水道のご相談は……水道課へ

電話2671　有線63

36年度上半期 市の財政状況

総額5億9千余万円 支出執行率は37.9%

昭和三十六年度上半期の市の財政状況が公表されました。

三十六年度も残すところ僅かとなり各種計画事業も順調に執行されていますが、予算額の約半分を市税としてみなさんの直接負担によって占められている市の財政が、どのように運営されているかは市民として非常に大きな関心事であると思います。

この公表は、柏市財政状況の作成と公表に関する条例の定めによって公表されるものですが、今回は昭和三十六年四月一日から昭和三十六年九月三十日までの財政状況が公表されましたので、そのあらましをお知らせします。

一般会計

収入と支出の概要

(1) 予算について

市税、地方交付税、国庫支出金市債、雑収入、使用料及び手数料繰越金、公営企業及び財産収入などを財源として、予算額は当初四億四百七十二万七千円で、期間中更正を三回行ない、九月末で四億四千三百二十六万一千円となりました。この更正の財源としては、繰越金、国庫支出金、地方交付税使用料及び手数料、公営企業及び財産収入、県支出金などによって充てられました。

(2) 収入状況について

収支の状況は、収入が予算に対して四九・四％ 二億一千九百十八万四千円で前年度より一・五％六千九百八万八千円多く、支出では、三七・九％ 一億六千八百七万九千円で前年度より〇・五％五千七十万八千円多くなっています。直接市民の皆さんに関係のある市税についてみますと、総額では一億五百八十九万九千円、予算に対し五三・九％で、収入率は前年度より三・二％多くなっており市民の皆さんの納税意欲の向上が如実にみられます。

税収の伸びを九月末の現年度分調定額でみると全体で約二割五分伸びており、税目別でみると市民税、軽自動車税、電気ガス税等の伸びが非常に大きくなっています

舗装された柏駅西口前の道路

住民負担の概要

九月末までに調定した市税の一人当り負担額は、現年度分二、八五七円でこれに繰越分を含めると三、二六六円となります。

現年度分調定額を前年度と比較すれば、一人当り四一八円多く、市民税、固定資産税で三五二円、たばこ消費税、電気ガス税で四〇円多くなっています。市民の市税負担の状況をみますと、九月末現在の税目別調定額と収入済額は次のとおりです。（ ）は調定額

▽市民税…二三、八二七千円（五九、二七〇円）

▽固定資産税…五〇、五九九千円（九五、七九九千円）

▽軽自動車税…二、二〇七千円（二、九七九千円）

▽たばこ消費税：一〇、六六九千円（一〇、六六九千円）

▽電気ガス税…七、九七〇千円（七、九七〇千円）

▽都市計画税…六、二四〇千円（一一、九五二千円）

計 一〇一、五一二千円（一八八、六三九千円）

市民の市税負担の状況

現年度調定 (9.30.現在)

税目	1人当り	1世帯当り
市民税	898円	4,153円
固定資産税	1,451	6,713
軽自動車税	45	209
たばこ消費税	161	748
電気ガス税	121	558
都市計画税	181	838
計	2,857	13,219

市の財政規模

36.9月末現計予算

一般会計	4億4,326万1千円
上水道	2,753万9千円
国民健康保険	3,777万8千円
公益質屋	539万5千円
有線放送	798万3千円
柏駅西口土地区画整理	1,777万8千円
宅地造成	3,438万円
下水道	2,000万円
合計	5億9,411万4千円

（学校校舎の建築に）

（道路工事も各所で）

主な投資的経費の予算の計画と9月末の支出状況

(単位千円)

事業名	計画額	支出済額
消防関係（施設整備・消防庁舎増築など）	6,048	1,450
土木関係（道路・下水事業・失業対策事業など）	64,638	13,273
教育関係（校舎増築・校地購入 公民館建設など）	77,676	31,293
保険衛生関係（負担金・屎尿塵芥処理自動車購入など）	5,800	1,797
その他（児童遊園地・公営住宅建設・公共用地購入等）	17,161	240
合計	171,323	48,053

一般会計予算の執行状況

(36・6・30現在)　単位 千円)

才出

区分	予算現額	支出済額	支出割合
教育費	114,463	46,377	40.5
市役所費	74,678	34,987	46.9
土木費	73,932	17,264	23.4
社会及び労働施設費	55,596	16,893	30.4
諸支出金	30,329	13,530	44.6
消防費	22,225	8,346	37.6
保健衛生費	21,740	9,618	44.2
産業経済費	13,734	4,236	30.8
議会費	12,496	5,840	46.7
公債費	11,713	4,732	40.4
財産費	9,456	6,046	63.9
予備費	2,118	—	—
選挙費	433	185	42.7
統計調査費	348	25	7.2
計	443,261	168,079	37.9

才入

区分	予算現額	収入済額	収入割合
市税	196,379	105,899	53.9
地方交付税	65,000	47,546	73.1
国庫支出金	57,955	8,184	14.1
繰越金	35,675	35,675	100.0
市債	23,800	1,500	6.3
雑収入	20,857	7,471	35.8
使用料及び手数料	17,280	8,527	49.3
公営企業及び財産収入	7,630	653	8.6
分担金及び負担金	5,081	1,749	34.4
繰入金	5,000	1,500	30.0
寄附金	4,363	312	7.2
県支出金	3,899	168	4.3
国有提供施設等所在市町村助成交付金	342	—	—
計	443,261	219,184	49.4

財産、公債及び一時借入金の現在高

九月末現在の財産、公債の現在高は次表のとおりです。

一時借入金はありません。

市債の現債高

(単位 千円)

区分	前年度末現債高	昭和36年度 借入金	昭和36年度 償還金	36.9.30現在
一般会計	84,314	1,500	2,573	83,241
特別会計	113,051	—	4,717	108,334
合計	197,365	1,500	7,290	191,575

市有財産の現在高

(36.9.30現在)

土地 区分	地積(m²)	建物 区分	面積(m²)	預金及び有価証券 区分	金額(円)
学校関係用地	184,984	学校関係建物	29,303	預金	
公共施設敷地	39,548	庁舎及び公民館	2,547	基本財産積立金	2,144,032
貸地（国及び県）	19,971	市営住宅 教員住宅	4,244	庁舎建設積立金	8,139,026
宅地造成用地	6,418	保育所	628	証券	
田	355	その他	1,853	電信電話債券	734,000
畑	742				
宅地	18,02				
山林	30,27				
原野	1,585				
計	258,432	計	38,575		

特別会計

公営事業

経理の概要

一般会計以外の公営事業には、上水道事業、国民健康保険事業、公益質屋事業、有線放送事業、柏駅西口土地区画整理事業、宅地造成事業、下水道事業がありますが三十六年九月三十日現在の収支状況はつぎのとおりです。

(1) 上水道事業

九月末現在の給水戸数は、四、三五四戸で、前年同期よりも一、一三五戸増加して使用料の調定も毎月着実に増加し、九月には一、八一三千円となり、前年同期よりも四割五分も増加しています。

上水道事業特別会計収支状況

予算額	二七、五三九千円
収入済額	一三、四七九千円
収入割合	四八・九%
支出済額	一二、五一七千円
支出割合	四五・五%

(2) 国保事業

国民健康保険事業の収支は、予算に対し収入三二・五%　支出三三・四%で一般会計に比較して著しく低くなっています。収入の六割六分を占める税収も、二二・五%と一般会計の五三・九%と比べると半分以下であり、今後は特に収入の確保に力を注ぐ必要があります。

国民健康保険事業
勘定収支状況

予算額	三七、七七八千円
収入済額	一二、二六〇千円
収入割合	三二・五%
支出済額	一二、六一五千円
支出割合	三三・四%

国民健康保険給付状況

療養の給付	九、四七五千円
療養費	八二三千円
助産費	七二千円
哺育費	五二千円
葬祭費	八三千円

(3) 公益質屋事業

貸付在庫高は、本年四月からの貸付限度額の引上げによって除々に増加し、三月末一、二〇六千円であったものが常時一、四〇〇千円～一、五〇〇千円位となってきています。

公益質屋事業収支状況

予算額	五、三九五千円
収入済額	二、一六〇千円
収入割合	四〇・〇%
支出済額	一、六八五千円
支出割合	三一・二%

(4) 有線放送事業

九月末まで収入三、八三九千円支出四、七六一千円で、九二二千円の収入不足となっていますが、他会計より一時流用使用しています。又事業開始当初施設費として借り入れた起債七、四〇〇千円も九月に二、七〇〇千円を償還し、借金は皆無となりました。

(5) 柏駅西口土地区画整理事業

柏駅西口土地区画整理は、順調に執行されつつあり、本年度は前年からの繰越金八、三五二千円と繰入金三、〇〇〇千円、起債一〇〇〇千円計二一、三五二千円をもって事業を実施して行く予定。

柏駅西口土地区画整理事業
収支状況

予算額	一七、七七八千円
継続費繰越額	二五、〇九八千円
計	四二、八七六千円
収入額	八、三五二千円
支出額	七、七八五千円

(6) 宅地造成事業

本年度は、市内篠籠田八幡及び後原に造成用地として、一、九六八坪を買入れ、現在造成中です。

宅地造成事業収支状況

予算額	三四、三八〇千円
収入済額	九、一二八千円
収入割合	二六・六%
支出済額	七、三二九千円
支出割合	二一・三%

(7) 下水道事業

前年度に引き続いて、本年度は西口土地区画整理地区内の西幹線工事を実施し、計画の一部はすでに着工中です。

下水道事業収支状況

予算額	二〇、〇〇〇千円
継続費繰越額	一、二六五千円
計	二一、二六五千円
収入額	四、七六五千円
支出額	一、八五九千円

財政方針について

柏市財政は、急激な人口の増加と経済界の好況によってこゝ数年来著しい伸びを示しています。即ち、昭和三十年の国調人口と昭和三十五年の比較は一万八千七百二十一人の増となり、その増加率は全国都市中才六位で又県内十八市中の人口順位はこれ又六位であり、その急激な発展ぶりがうかがえます。

従って予算規模も三十一年度に比較し三十五年度決算（見込）において二・〇三倍、三十六年度（九月三十日現在）予算現額において二・四九倍となっており、人口増加の影響が財政規模に反映されていることが判明しています。しかしながら最近の国民経済のすう勢は、国際収支の赤字、これに伴う金融引締政策等によりその速度が鈍り、頭打ちの状況を呈しています。地方財政も当然この影響を直接間接に受けること必至でありますので今後の財政運営に当り充分このところを考慮しなければならないと思われます。

残された昭和三十六年度下半期の財政運営に当っては、予算の適正な執行を図るため各種財源の確保に全力をつくし、諸支出の増嵩とくに諸建築費の値上り、給与改訂等に充分対処できる態勢をつくり、あわせて市の将来の財政基礎を確立して行きたいと考えます。

赤い羽根共同募金 実績報告

昨年10月に行なわれました「赤い羽根」共同募金につきましては、みなさんの心からの温かいご協力によつて所期の目標額をこえる成績でした。ここに報告をかねてお礼を申上げます。なお、各町会の実績は左のとおりです。

目標額をこえ、実募額は 1,028,664円

（目標額　975,493円）

内訳

（37.1.19 現在）

戸別募金	805,696
学校	109,818
街頭	68,662
職域	17,988
法人	25,500
個人	1,000

	(円)
【柏地区】	
上一	3.680
上二	6.550
上三	16.820
元町	10.680
幸町	13.951
仲町	20 000
下町	12.730
葉山	11.200
呼塚	10.580
東台	10 000
桜台	15.360
荒久山	2.620
林間学園	1.796
柏学園	550
戸張	7.550
かり込	1 150
東一	10.969
東二	25 000
東三	7.500
東四	6 200
戸張県住	2.538
千代田町	33 540
松ケ崎	11.000
高田	7 423
寿町	5 540
梅林	2 556
篠籠田	10.830
明仄	27.660
明原	20.160
篠籠田県住	5,585
富士見町	4.200
三号	6.510
新富町	5.000
豊町	——
富里町	18.450
緑ケ丘	4.301
常盤台	5.500
ひばりケ丘	1.900
日立一	2.560
日立二	6200
日立三	
通一丁目	17.245
三区二	1.0.0
栄町	17.532
小柳町	7.350
末広町	11 380
旭町	24.100
向原	11.780
智明寮	——
勘解由山	2.015
南柏	8 800
双葉町	4·000
【光ケ丘】	
光ケ丘南部	2.600
〃 中部	2.200
〃 住宅	35.530
中新宿才一	8.481
〃 才二	2.600
〃 才三	800
豊住	8.656
今谷上町	7.800
今谷南	1.700
広池学園	9.823
酒井根	6.130
中原	3.705
【田中地区】	
花野井	23.600
大室	18.310
若柴	4.100
正連寺	1.747
小青田	3.555
船戸	1.2570
山高野	6.740
大青田	11.922
東十余二	13 035
西十余二1区	7.800
〃 2区	2.120
中十余二	7.673
【土地区】	
増尾	17,465
藤心	7.266
逆井	15.887
南増尾	6.970
名戸ケ谷	9.100
新栄町	1.850
【富勢地区】	
古谷	5.000
布施新田	6 800
荒屋敷	5.505
新屋敷	3.975
寺山	4.550
土谷津	5.220
前原	4.530
宿連寺	3 150
高野台一区	12.025
〃 二区	
根戸上	4.400
〃 中	2 360
〃 下	2.760
根戸新田	1 545

新型ゴミ収集車を購入

市では、こんど写真のような新型のゴミの収集車を購入し、ゴミの収集に活躍することになりました。この車は、ロードパッカーといつて二トンまで積め、作業人員は二人ですみます。価格百三十五万円。なお市には現在ゴミ収集車は、大型一台小型二台、小型三輪車三台あり、この新車が加わつて一段と収集能率もあがることと期待されます。

38,772人

—市の有権者数—

36年9月15日現在調製の基本選挙人名簿が、12月20日に確定しました。登録人員は、男18,982人女19,790人合計　38,772人です。

進め！勇気をもつて！　森吉正照

公明選挙

あなたがしないでだれがする

父親のない子に 児童扶養手当が 支給されます

こんど児童扶養手当法という法律ができて義務教育を終っていない児童を養っている方で、母子福祉年金などを受けられない方に扶養手当が支給されることになりました。

▼どんな人が受けられるでしょうか

つぎにあげる事項のいずれかに該当する児童を扶養している母、また父母がいないため、父母以外の方が養育しているときはその養育者に手当が支給されます。

(1)離婚により母に扶養されている児童（婚姻が戸籍に届出してなくても事実上の婚姻も含まれます。）

(2)父が死亡し、母が再婚していない児童（婚姻が戸籍に届出してなくても事実上の婚姻も含まれます。但し現に母子福祉年金を受けている人は除かれます。）

(3)父が長年の病気や身体障害のため、労働不能の状態にある児童

(4)父が家を出て、父の生死がはっきりしない児童。

(5)そのほか、

(イ)父が引続き一年以上遺棄（すてる）している児童。

(ロ)父が刑法等によつて一年以上服役している児童。

(ハ)母が婚姻しないで生れた児童で父にあたる者が認められない児童。

(ニ)父母がだれか不明な児童（棄子）などとなっています。

▼児童扶養の手当額は……

児童一人の場合＝月額　八百円

児童二人の場合＝月額千二百円

児童が三人目からは、一人について二百円が加算され支給されることになっています。

▼つぎのような場合は支給されません

(1)児童や養育者が、日本国民でない場合。

(2)児童や養育者が国内に住んでいない場合。

(3)公的年金の給付を受けることができる場合。

(4)養育に当っている人が、前年に十三万円をこえる所得があつた場合（この場合この所得に児童一人につき三万円加算された額。）

(5)母またはその他の受給資格者と生計を共にしている扶養義務者が前年において五十万円以上の所得があつた時は支給されません。

▼受給申請は……

市役所内福祉事務所へおいでください。

勤め人で、前年中に給与所得以外の所得がない人は勤め先から給与の支払報告があるので、個人で申告書を出さないでもよいことは前々号でもおはなししましたが今月はその給与支払報告書を各勤め先から出していただく月です。

特につぎのような方々は、勤め先の給与担当者へ給与の支払報告書を提出するようおはなしください。

この報告書が勤め先から届きませんと、後日個人から申告書を出していただかなければならなくなりますのでご注意ください。

一、昭和三十六年中に新たに柏市内へ転入した人。

二、昭和三十五年以前から柏市に住んでいる人で、昭和三十六年度の市県民税を給与から特別徴収されていなかつた人。

三、昭和三十六年中に新たに勤めはじめた人、又は昭和三十六年中に勤め先がかわつた人。

今月は、勤め先から給与の支払報告書を出していただく月です

併用目盛の〝ハカリ〟は――使えません

1月1日から、メートル法一本に統一されて貫目盛のハカリ、尺モノサシ、一升マスなどはいつさい使えなくなります。したがつて併用目盛（尺貫法やポンド法目盛がメートル法といつしよについているもの）の計量器も定期検査や立入り検査で不合格となり使えなくなりますから、さつそくハカリ販売店、メーカーなどで目盛板を交換してください。

今月納期の市税

固定資産税　第4期分

公益質屋は
みなさんの金融機関です
お気軽にご利用ください
一口　二万円まで
一世帯　五万円までお貸しします
利子は　月三分
有線でんわ（柏）一三一八